

# 国際課税のケース・スタディ

## ミクロネシア連邦の企業誘致プログラム

税理士 高山 政信

### 〔事例〕

最近ミクロネシア連邦 (Federated States of Micronesia : FSM) の企業誘致プログラムが投資家の間で話題になっているが、具体的な内容はどのようにになっているのか。

### 〔ポイント〕

FSMの法人については、その利益に21%の税率で課税されることが有名であるが、次の項目に分けて検討する。

- 1 FSMの概要
- 2 FSMの企業誘致法人プログラム
- 3 FSMの法人プログラムの特色
- 4 FSMに進出する企業の主な目的
- 5 法人税制の内容

### 〔検討〕

#### 1 FSMの概要

FSMは、太平洋の赤道の北半球側に沿って点在する607の島と環礁から構成され、土の面積は701万平方kmで日本の奄美大島とほぼ同じ大きさであり、人口10万人強、ポンペイ州、チューク州、ヤップ州、コスラエ州の4州の連邦国家である。首都パリキール (Palikir) はポンペイ州にあり、グアムから空路3時間余りの距離にある。

大統領制を採用する民主国で、宗教はキリスト教で、通貨は米ドルを使用している。

ミクロネシア連邦の主要産業は①水産業（主に入漁料収入）、②観光、③農業である。同国

の輸出収入の大半は水産物の輸出によって得ている。

#### 2 FSMの企業誘致法人プログラム

FSMの企業誘致プログラムの対象となるのは、資本金100万米ドル以上の法人 (Major Corporation : MC) に限定されているが、次のプログラムを用意している。

##### (1) キャプティブ保険プログラム

日系企業に適したキャプティブ法及び規則の制定がされている。日本での保険リスクは円で表示されるが、FSM法人は、会計上も円で表示することが許され、かつ、納税も円ですることが許されている。日系企業の保険担当者にとっては、為替リスクを感じることなく再保険ビジネスに従事することができる。

##### (2) 大企業法人プログラム

資本金100万米ドル以上の企業は、21%の法人税の課税対象になる。

##### (3) 船主企業優遇プログラム

新規に船舶を取得する場合は、MCが当該国に支店を設立し、支店で船籍を保有することができる。

また、既に外国船籍を取得している場合は、例えば、パナマ法人とミクロネシア法人との間で適格合併をすることにより、特定外国子会社等に該当する法人からミクロネシア法人が船舶を所有することになり、船籍はMCのパナマ支店が保有することになる。

##### (4) ベンチャーファンドプログラム

FSMのファンド法に基づいて、ミクロネシア法人がファンドを運営管理する。

### 3 FSMの法人プログラムの特色

ミクロネシア連邦の法人税の適用を受ける法人は、資本金100万米ドル以上の法人に限定されているが、次のような特色がある。

#### (1) 法人の株主及び役員

法人の株主や役員に国籍の制限がなく、かつ、法人の役員についても現地での居住要件が課されていない。

#### (2) 法人の資本金

法人の設立資本金（100万米ドル以上）をどこの国の銀行にするのかについては制約がないが、資本金の入金後の残高証明書は英文のものを提出する必要がある。

法人の資本金の移動については制約がなく、法人設立後（残高証明入手後）、自由に資本金を使用することができる。

#### (3) 取締役会及び株主総会

取締役会及び株主総会の現地での開催は要件とされておらず、かつ、電話会議も認められている。しかし、多くの企業は、種々の理由により、FSMで取締役会や株主総会を開催している。

#### (4) 機能通貨による記帳等

機能通貨とは、その事業体が主な経済活動を営む上で使われる通貨をいい、MCは、機能通貨は自由に選択できる。円でも米ドルでもユーロでもその他の通貨でも問題ないが、日本語では対応できないので、FSMへ提出する書類や税務調査を受ける場合は英語に限定されることになる。

#### (5) 会計基準

親会社の基準又は国際会計基準を採用することができる。

#### (6) 現地での雇用

現地での雇用や現地企業のサービスの利用は要件とされていない。

#### (7) 税制など

法人税率（実効税率）は21%である。国外での課税に対しては、外国税額控除により二重課税を調整している。海外への配当、使用料、利子の支払いについて源泉税が課税されない。確定申告は円貨で計算ができ、納税も円で支払う

ことができる。

FSM政府に対する法人設立費用や各種証明書の手数料は無料である。

現時点では、相続税及び贈与税はない。

#### (8) 企業ニーズへの迅速な対応

法人プログラムを維持するために、積極的に税法及びキャプティブについての法律等の改正を行っている。

#### (9) 安定性

基軸通貨は米ドルで、政治体制は民主主義であり、人種的、宗教的に安定しており、国民の20%は日系人で、非常に親日的な国である。

### 4 FSMに進出する企業の主な目的

FSMに法人を設立する企業の目的は、次のようなもので、企業によっては複数の目的で設立されている。

#### (1) 再保険会社を運営するため

日系企業に適したキャプティブ法と規則を用意している。

#### (2) 第三国へのマイノリティー投資のため

（出資比率は25%未満の海外投資）

海外企業への25%未満の出資は、その配当が国外配当益金不算入の規定が適用されないため、FSM経由で投資するのが有利になる。まず、100%子会社のMCを設立し、日本法人の孫会社として位置付けることにより、FSM法人からの配当が国外配当益金不算入の規定が適用できることになる。

#### (3) タックスヘイブン国での投資活動をするため

個人投資家は、海外へ直接投資するとその収益に対して総合課税される。富裕層の場合、最高税率50%（平成27年度以降は55%）で課税されるため、個人がFSM法人を設立し、そのFSM法人が海外へ投資することにより、最高税率での課税を避けることができる。ただし、日本で20%の税率で分離課税されるもの（株式の譲渡や不動産の譲渡など）については、このカテゴリーから除かれることになる。

#### (4) 日本への投資（株式や不動産投資）のため

FSM法人を設立したものの、日本の資産（株

式や不動産)に投資運用する。日本の資産については知識、経験等によってその取扱いに習熟しているので、国外資産を扱うよりリスクが少ない。節税効果は少ないが、FSM以外の国(例えば、ハワイ、シンガポール、香港など)での投資活動についてはFSMで損金に算入されるので、国内企業が保有している場合に比べて有利な結果となる。

#### (5) 日本のタックスヘイブン税制を避けるためミクロネシア法人に配当を支払うため

平成21年の税制改正前は、タックスヘイブン国にある特定外国子会社等に利益が出た場合、その利益を高税率国に所在する法人に配当することによってタックスヘイブン税制による課税が避けられた。その配当の受け皿としてミクロネシア法人にするというものである。この利用は、平成21年の税制改正以降は機能しなくなつたので、今後はどのようにFSM法人を利用するか模索中のようである。

#### (6) 海外の船舶を保有、売却のため

タックスヘイブン国に登録されている船籍を、ミクロネシア法人のタックスヘイブン国支店が保有するというもの。

#### (7) 日本で将来財産税が課税される時のために資産を国外へ移動させるため

戦後わが国では財産税が課税された。将来の財産税の課税を避けるため、保有資産を外国企業が保有することで、仮に財産税制が導入されたとしても課税を避けることができる。

#### (8) 国外財産調書の提出を避けるため

国外財産調書は、5,000万円超の国外財産を保有している日本居住者(永住者)が毎年調書を税務署に提出しなければならない。海外投資を活発に行っている人たちにとって、毎年、資産の時価を算定することの煩雑さを避けるために、ミクロネシア法人が一括して保有するものである。これによって、国外財産調書には、ミクロネシア法人株式だけを記入することでこの煩雑さを避けることができる。

### 5 FSM (The Corporate Income Tax Act of 2004) の税制

#### (1) 法人税法の概要

##### イ 制定の経緯

2005年に法人税法制定：法人税率25.5%

2009年に法人税法規則：課税所得の計算の細目等を明定

(外国税額控除等の明細書の様式を追加)

2009年に法人税法改正：法人税率21%へ

2013年に法人税法改正：予定納税の改正

(第2回目の納付を廃止、新設法人の特例を制定)

2015年に法人税法改正：外国支店の追加、予定納税の改正

(一定の外国法人のミクロネシア支店も法人税の対象及び予定納税も実額ベースへ)

##### ロ 法人税のポイント

納税額 = 課税所得 × 21%

課税所得 = 会計上の所得 ± 調整項目  
- 繰越損失

所得金額の算出方法、外国税額控除額の算出方法、申告書の作成の仕方について、日本の法人税法に準拠している。

##### ハ 法人税法の特徴

- ① ミクロネシア連邦の法人税法では、MCの課税所得に21%の税率で課税する。MCには、一定の外国法人のミクロネシア支店も含まれる。
- ② 所得金額は、親会社が採用している会計原則又は国際会計原則に基づいて会計上の所得金額を算定する。
- ③ 単体納税で連結納税制度は採用しておらず、グループ法人税制も採用していない。
- ④ 欠損金の繰越しは7年間。繰戻還付の制度はない。
- ⑤ 外国子会社からの配当は課税されるが、間接外国税額控除より二重課税を調整する。外国税額の控除限度超過額の繰越しは7年間であるが、外国税額を還付する制度はない。
- ⑥ 機能通貨による記帳が可能。納税は、米ドル及び日本円ができる。
- ⑦ 確定申告と納税

事業年度終了後6月以内に、確定申告書を提出し、かつ、最終納税額を納付しなければならない（法351）。

予定納税は、事業年度開始後8月以内に、予納申告書とともに、前事業年度の納税額の50%を納税しなければならない（法352）。仮決算による予定納税は、財務大臣に申請することにより実際の納税額をベースに減額することが認められる。

前事業年度のない新設法人については、予定納税と予納申告書の提出義務はない。

## 6 まとめ

キャプティブ法人の設立、運営については、

日本での保険リスク（円リスク）を円で記帳し、円で確定申告書を作成し、かつ、円で納税することができる。キャプティブ担当者については、外国為替リスクを意識することができないので、他国と比べてミクロネシア連邦のキャプティブ法人の優位性は明らかである。

通常の投資法人にとっては、キャピタルゲインを含めて全世界の利益について21%の納税義務がある。したがって、投資家の事情によりMCを使った方が有利な場合と不利な場合があり、事前の十分な検討が必要とされよう。

## 租税訴訟学会ニュース

### 〔中四国支部冬期定例研修会開催について〕

租税訴訟学会中四国支部では、下記のとおり、冬期定例研修会を開催いたします。

- ・日 時：11月28日（土）午後1時30分～5時
- ・場 所：島根大学 松江キャンパス教養講義棟1号館102教室
- ・研修内容
- ・第1部テーマ：「改正された行政不服審査法の意義と今後の課題」
- ・講師：水野武夫 弁護士
- ・第2部テーマ：「改正された国税通則法（不服審判）の意義と今後の課題—民間税調で検討されている税制改正を含む—」
- ・講師：三木義一 弁護士・青山学院大学教授
- ・第3部：パネルディスカッション「改正行政不服審査法を検証する。」

- ・パネラー：水野武夫 弁護士、三木義一 弁護士・青山学院大学教授、都築巖 税理士
- ・コーディネーター：鳴戸大二 支部長

### 〔お問い合わせ〕

研究会等参加の申込み・租税訴訟学会への入会方法につきましては、下記の学会ホームページをご覧いただくか、学会事務局までお問合せ下さい。

- ・租税訴訟学会事務局  
Tel 03-3586-3601  
Fax 03-3586-3602  
<http://sozei-soshou.jp/>  
e-mail : [info@sozei-soshou.jp](mailto:info@sozei-soshou.jp)